

家畜衛生だより

令和元年7月発行

中央家畜保健衛生所
村山地域家畜畜産物衛生指導協会
〒990-2161 山形市漆山 736 番地

Tel 023-686-4410/Fax 023-686-5715

福井県で豚コレラの疑似患畜

を確認！【国内34例目・福井県1例目】

7月29日（月）、野生イノシシ陽性確認地点から10km以内にあり監視対象となっていた福井県越前市の農場において豚コレラの患畜が確認されました。

1. 発生農場 福井県越前市 飼養頭数 309頭

2. 経緯

(1) 7月28日(日)、農場から飼養豚が異常を呈しているとの報告を受け、家畜防疫員が立入検査を実施。

(2) 家畜保健衛生所の検査で豚コレラの疑いが生じたため、専門研究機関で遺伝子検査を実施したところ、7月29日(月)豚コレラの患畜であることが判明。



改めてご確認ください！



- ★ 豚コレラウイルスが侵入し、症状が明確になるまでに時間がかかる場合があります。日頃から豚の様子をしっかり観察して下さい。
- ★ 豚コレラの特定症状（裏面参照）を発見した場合は、早期に通報して下さい。
- ★ 分娩舎は出入り頻度が高いため、ウイルス侵入のリスクが高くなります。分娩舎に入る際は専用長靴に履き替え、掃除・消毒・手洗い等を徹底して下さい。
- ★ ウィルスを持ち込む可能性のあるネズミの駆除に努めて下さい。
- ★ 野生動物の侵入防止対策に努めるとともに、野生動物等によるウイルス侵入を防止するため、農場周囲への消石灰散布を実施して下さい。

夏季休暇期間におけるアフリカ豚コレラ等の防疫対策の徹底について

○畜産関係者等の海外渡航の自粛徹底

・渡航する場合

- ①家畜市場、農場、と畜場等の畜産関係施設に立ち入らないこと。
- ②動物との不用意な接触を避けること。
- ③肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④帰国の際には、到着した空港又は海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

・帰国後の留意事項

帰国後1週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。やむを得ず入る場合には、洗髪・入浴、行為等適切な処置を講じた上で立ち入ること。また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

○消毒及び衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止の際徹底

家畜の所有者に対し、看板の設置等により、必要のない物が衛生管理区域及び畜舎に立ち入ること並びに不要な物を持ち込むことがないようにすること。持ち込む場合は手指、靴等の消毒その他必要な措置を実施すること。

○早期発見・早期通報の徹底

- ・9月以降国内発生の豚コレラは、明瞭な症状が認められない場合があることから、特定症状を十分に理解し、早期発見・早期通報の徹底すること。
- ・特定症状を示している家畜を発見した時、速やかに管轄する家畜保健衛生所に届けること。

○野生動物からの病原体の侵入防止



万が一、豚コレラを疑うような症状を見つけた時は、
中央家畜保健衛生所までご連絡ください！
中央家畜保健衛生所 023-686-4410（休日・夜間共通）